

\*\*\*\*\*  
第71号 2020年9月7日

# 税制懇ニュース

\*\*\*\*\*

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町1-16-18

-0073 センチュリービル2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

～ 税制懇全国研究集会 ～

## 春に続き秋(10月)の集会も延期 新型コロナの終息見込み立たず

2020年2月17日付「税制懇ニュース」は、4月12(日) - 13(月)に税制懇春季全国研究集会・兼第35周年記念集会在東京晴海において開催する旨報じました。しかし、その後コロナの勢いはとどまることを知らず、4月の東京開催のみならず、その後に予定した10月開催までも再延期を余儀なくされました。

### 講師陣・講演内容等に 変わりなし

現状では、再延期後の日程・会場などについては、コロナの終息見込みが立たないため、明らかにできません。しかしながら、当初予定されていた講師陣の講演或いは報告内容は、基本的に再延期された研究集会においてそのまま変更なし、ということ考えています。

メイン講演は青山学院大学名誉教授の三木義一先生から「税のタブーを考える」と題して、①「宗教法人・政治団体・暴力団課税」の原理、②「必要経費・交際費課税」の再検討、③「印紙税・固定資産税」の不合理、④「特別措置・源泉徴収・年末調整」の整理と今後、ということでお話しいただきます。

また、山田二郎先生からは、「スマート税務行政とは」と題して、国税庁が考えている税務行政の今後についてお話しいただきます。

再延期の研究集會を、いつ、どこで開催するか等については、改めて三役会議で検討した上で、常任理事会に諮ることとしています。

### 年会費納入のお願い

2020年分の年会費の納入のお願いです。  
同封の「振込取扱票」にて振込みをお願い致します。

郵便振替口座 No. 00160-1-547566

注：2020年中に、新規に加入されました方の年会費は免除となっております。

<お問合せ先>

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-22-17

全国税制懇話会 財政担当 石井 裕二

電話03-5451-5321 FAX 03-5451-5323



税制懇・全国研究集会の光景



# 税制抜本改革法

## 7条はどうなった

～コロナ禍のいま 検討課題の検討を～

むさしの(旧宮澤)会計HPより

注:安倍総理の辞任表明前の原稿です。

(\*印は筆者のコメント)

### 法律は生きている

消費税5%から8%、10%へと二段階で引き上げるための法律が平成24年度税制改正で制定され、それに基づいて消費税率が引き上げられてきた。…略…。この法律は、「悪夢のような」民主党政権下、自公も賛成して成立し、現安倍政権もこの法律の下にある。

### 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日/法律第68号)

長ったらしい名前の法律だが、コロナ禍のいま、この法律に立ち返って税制の在り方を検討する必要があるのではないだろうか。というのも、この法律は、消費税率の引き上げがもたらす弊害があることを前提に、諸施策を検討すべきとして法律に検討課題を書き込んでいるからだ。

そこで、改めてその部分を書き込まれた第7条を確認してみよう。少し量が多いが、法律(抄)を実際に読んで確認していただければ、安倍政権のサボリと無策ぶりが良く理解されるのではないだろうか。

法律で決めていることを確認することで、政策として何をすべきか、何故すでに検討課題に挙がっていることがまったく政策論議にも挙がっていないのかがかつかめと思う。安倍政権が低所得者に目を向けず、経済力の主体になっている大企業と富裕層に都合の良いつまみ食いの政策を行なってきたこともよくわかるはずだ。

### 7条 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置

注:第7条の規定は平成24年8月22日施行

(その後の修正を受け、一のロが追加された)

政府は、社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率の引き上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、「番号制度」の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせを行なう仕組みその他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

\* 検討課題のトップに挙げられているが、総合合算制度も、給付付き税額控除制度も全く具体化されていない。安倍政権は低所得者への配慮は政策として全く検討しておらず、無策といってよい。無策というより、やるつもりがない。これは法律に違反していることだ。

ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、…略…、事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

\* 軽減税率は導入されたが8%に据え置かれただけで、…略…低所得者対策になっていない。以上二つの検討課題は、消費税率の引き上げに対処するものだという事は、消費税を引き下げれば基本的に問題解決になるということでもある。

<紙数の都合で以下略させていただきます>